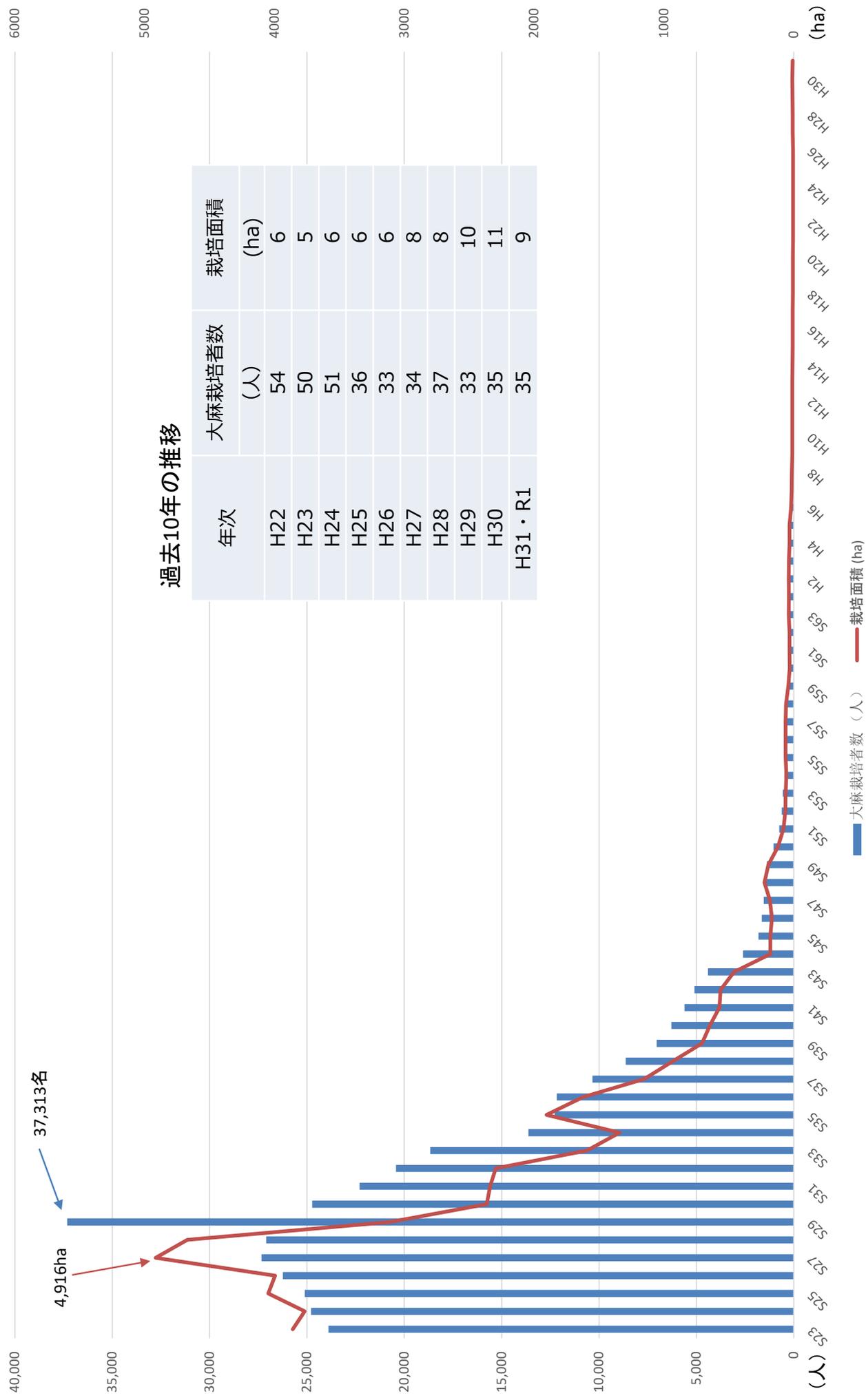


大麻栽培者免許について

令和 3 年 4 月 2 3 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

大麻栽培者数及び栽培面積の推移



免許を受けた者による不正事案

【事案概要】

- 平成25年4月、群馬県から鳥取県智頭町に移住した男性が、町おこしを目的として大麻栽培者免許を取得。
- その後、役場の協力を得て大麻草の栽培を始め、敷地内で大麻草4889株を栽培。
- さらに、全国各地から参加者を募って「智頭町の麻畑体験」と称するイベントを実施し、大麻の栽培方法を伝授するなどの活動を行っていた。



平成28年10月、同人の住居等を搜索した結果、冷蔵庫等から大麻を発見し、大麻取締法違反（大麻の不正所持）で送致。裁判の結果、懲役2年6月執行猶予4年の判決を受けた。

【報道】

産経WEST

2016.12.29 08:00

「大麻で町おこし」は大ウソ!? 裏切られた鳥取県は「栽培全面禁止」…産業用の生産現場に広がる波紋

サイト「反応」

◆ フォトギャラリー

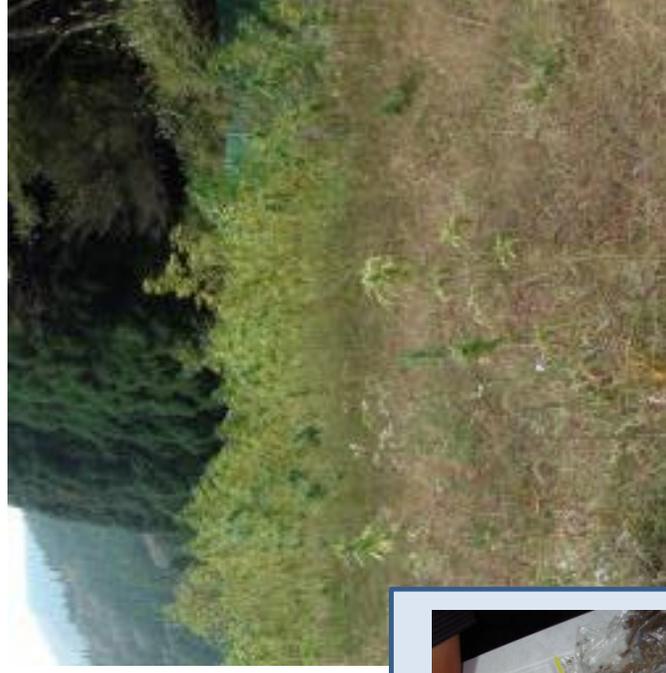


鳥取県智頭町の大麻畑から押取られる大麻草。事件は産業用大麻の栽培に携わる関係者や自治体に波及を広げた

(1/4ページ) 【選挙事件の核心】

幻覚などを起こす違法薬物のイメージが強い植物の大麻だが、日本では古来、さまざまな加工品が生活に密着して使われ、戦後は免許制で栽培が守り続けられてきた。その「信頼」を揺るがす事件が起きた。鳥取県の許可を得て同県智頭町で産業用大麻を栽培・加工していた会社代表の男（37）が10月、大麻取締法違反容疑（所持）で逮捕された。男は栽培していた大麻とは別に、使用目的で乾燥大麻を所持。同社の従業員の男2人も同容疑で逮捕された。事件を受け、県は大麻草の栽培を全面的に禁止。厚労省も大麻監視強化を全国の自治体に通知し、各地の栽培計画への風当たりが強まるなど、波紋が広がっている。

【不正所持大麻と栽培状況】



薬生監麻発 1108 第 1 号
平成 28 年 11 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

大麻の管理の徹底について

今般、都道府県知事により大麻栽培者免許を与えられた法人の代表者及び従業員が、大麻を不正に所持し、地方厚生局麻薬取締部により大麻取締法違反で逮捕される事案が発生しました。

改めて申し上げるまでもなく、大麻は大麻取締法の規定により、所持、栽培、譲受、譲渡等が禁じられ、違反した場合は刑罰が科せられます。また、大麻は世界で最も濫用されている薬物であるとともに、1961 年の麻薬に関する単一条約で規制される麻薬でもあります。

今回の事案は、国及び都道府県による薬物濫用防止の取組みに対する国民の信頼を揺るがしかねない重大なものです。大麻取扱者の免許付与について、これまで以上に慎重かつ十分な検討の下に判断されるとともに、今後下記の点に留意し、引き続き、大麻の管理の徹底に最大限努められるようお願いいたします。

記

1. 免許審査

大麻取扱者免許申請に係る審査に当たっては、「大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求についての裁決」（平成 11 年 1 月 14 日付け医薬麻第 35 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知。以下「平成 11 年通知」という。）において、都道府県による大麻取締法第 5 条の適用に当たって、「例えば種子や繊維を農作物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなど何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができる」と解するのが相当である」とし、また「薬物濫用が社会問題となっている地域の状況を踏まえて、処分庁が請求人の免許申請に係る大麻の栽培が濫用を助長するおそれがあることを

理由に慎重な判断を下したことは、免許権者の判断として十分な合理性を有するものと認められる」としていることを踏まえて、大麻が濫用薬物であり、濫用された場合の保健衛生上の危害が甚大であることを考慮し、十分に検討した上で対処すること。免許審査基準を作成していない自治体にあつては作成を検討すること。

さらに、免許付与に際しては、大麻栽培地、倉庫、その他大麻に関係ある場所における十分な盗難防止対策を講じること、栽培関係者以外の第三者を不必要に栽培地等に立ち入らせないようにするための規則等を整備し、当該規則の遵守を確認することなどを免許付与の条件とする等、免許審査の段階から将来の不正事案発生の予防を見通した対応を行うこと。

2. 監視の強化

麻薬取締員が栽培地等への立入検査を定期的を実施し、状況確認を確実にを行い、栽培地等やその周辺において不正な行為や不適切な行為が行われないよう監視の強化を行うこと。なお、不正な行為を認知した場合には、免許の取消も考慮しつつ厳正な対処を行うこと。特に、第三者を不必要に栽培地等に立ち入らせないこと等により、保健衛生上の危害の発生を防止するため、十分な監督を行うこと。

3. 大麻取扱者への指導

既に免許を付与している大麻取扱者に対しては、再申請時の免許の付与の可否も検討項目とし、適正な大麻栽培及び栽培した大麻の管理を徹底させるとともに、盗難防止や栽培地の適正管理に努めるよう、具体的に指導すること。

4. 関係部局との連携

最近の大麻栽培免許に係る申請は、地域おこしや農地の利活用等の目的で申請された例もあると承知している。平成11年通知で示したとおり、免許権者として「大麻の栽培を必要とする十分な合理性」を判断する必要があることを踏まえ、産業振興部局や農林水産部局等の関係部局、また、市町村の関係部局にも事前に十分な理解を得ておくようにすること。

三 議 第 368 号

令和3年3月26日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

三重県議会議長 日沖 正信



意見書の提出について

令和3年三重県議会定例会2月定例会月会議において議決しました意見書を地方自治法第99条の規定により別添のとおり提出いたします。

つきましては、この要望の実現について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

菜

精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために 大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書

現行の大麻取締法では、大麻草を栽培するためには、都道府県知事の免許を受ける必要がある。その免許の審査基準は都道府県知事の裁量に委ねられており、保健衛生上の観点から、大麻草の栽培が原則禁止とされている中では、都道府県知事の判断は慎重なものとなることが多い。

一方で、大麻草は、精麻として神社の祭祀をはじめ、様々な場面で使用されており、日本の伝統文化にとって大切なものとなっている一面もある。

欧米などでは、大麻草の栽培及び利用について、薬理成分の含有量によって区分している国もあり、そのような国では、登録されている品種であれば、国の定めに従って栽培することが可能となっている。

よって、本県議会は、薬物乱用防止のより一層の強化を図りつつ、伝統文化の保存継承に大切な精麻を安定的に生産していくため、国において、大麻草の栽培及び利用に関して、十分な検証を行うとともに、薬理成分の含有量による区分の検討を進めるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

三重県議会議長 日 沖 正 信



大麻栽培者免許について

大麻取締法上、大麻栽培者になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされている。
大麻取締法に免許の審査基準の規定はなく、都道府県が免許の審査を行うに当たっては、都道府県ごとに策定している審査基準に基づき審査を行っている。

<参考>大麻取締法

第2条

第1項 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

第2項 この法律で「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

第5条

第1項 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第2項 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。

- 1 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 未成年者
- 4 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

近年、外部から当省に対して、「厚生省が都道府県に対して、大麻栽培者免許の免許・不免許の判断について指導しているのではないか」と指摘されることがあるが、大麻栽培者の免許事務は、都道府県の自治事務であるため、免許を与えるかどうかの判断は都道府県において行われている。